平成２２年（フ）第７４号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1940番地28、申立時の住所福岡県久留米市諏訪野町2346番地１ビブレマンション諏訪野1001号
債務者　岸下　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９５号
福岡県八女市岩崎924番地６
債務者　富田　雄一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第９６号
福岡県八女市岩崎924番地６
債務者　富田　千波
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県八女市黒木町本分2096番地２
債務者　松浦千佳子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県八女郡広川町大字新代889番地６　グリーンコーポ広川９号
債務者　松浦美智夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１３７６号
北九州市八幡東区東丸山町３番３号
債務者　川原　実幸（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８３号
北九州市小倉北区平松町11番６―1402号
債務者　青山小津枝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６号
福岡県田川郡糸田町1846番地５
債務者　東　つきゑ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第８号
福岡県田川市大字弓削田2374番地１
債務者　横田　千加
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第９号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井栄町団地18号
債務者　赤澤　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１０号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　浦田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２６８号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3187番地３、前住所宮崎県都城市高崎町縄瀬3152番地２
債務者　有村くるみ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８４７号
鹿児島県鹿児島市武１丁目27番20号ＵＥハウス六番館505号
債務者　桑田　　修
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目12番33―205号
債務者　安武　　豪
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市下福元町8002番地
債務者　池田三千彦
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市鷹師１丁目３番地４エクシード西田201号
債務者　福島　敏益
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県始良市加治木町港町５番地１インパクトコート303
債務者　白石　創作
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係